

## 高松市在宅医療連携会議設置要綱

(設置)

第1条 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、在宅医療と介護に関わる者の情報の共有と連携の強化に向けた関係団体の連絡調整を行うため、高松市在宅医療連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

(連絡調整事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 医療と介護に関する意見交換等情報の共有に関すること。
- (2) 医療と介護に関わる多職種間のネットワークの構築に関すること。
- (3) その他在宅医療及び介護の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 連携会議は、委員 17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人高松市医師会の代表者
- (2) 公益社団法人高松市歯科医師会の代表者
- (3) 一般社団法人高松市薬剤師会の代表者
- (4) 公益社団法人香川県看護協会の代表者
- (5) 香川県訪問看護ステーション連絡協議会の代表者
- (6) 一般社団法人香川県理学療法士会の代表者
- (7) 香川県介護支援専門員協議会の代表者
- (8) 高松市老人福祉施設協議会の代表者
- (9) 高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会の代表者
- (10) 市内に存する認知症疾患医療センターの代表者
- (11) 香川県長寿社会対策課長
- (12) 高松市健康福祉局長寿福祉部長
- (13) 前各号に掲げる者のほか、在宅医療・介護に関し専門知識を有する者

(任期)

第4条 連携会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 連携会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連携会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 連携会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、高松市健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、委員長が連携会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月2日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この要綱による最初の連携会議の会議及び委員の任期満了後における最初の連携会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。